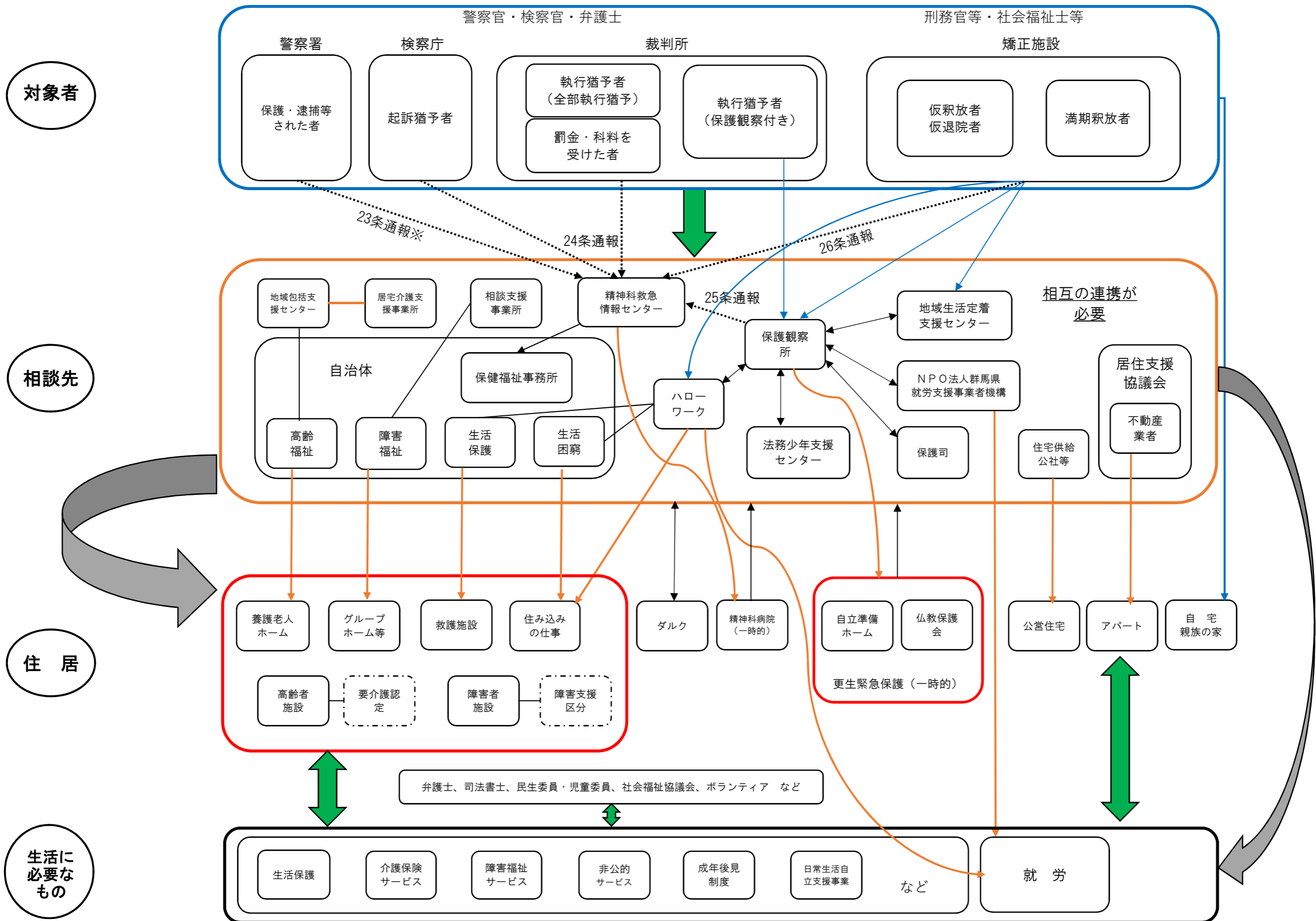


第3章 再犯防止支援の流れ



※23条通報等は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づき行われる通報。

(資料編)

1 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再入者率 (出典：法務省調査)

基準値 1,670 人・44.4% (平成 29 年) → 1,265 人・47.3% (令和 4 年)

- 新受刑者中の再入者数及び再入者率 (出典：法務省調査)

基準値 150 人・56.4% (平成 29 年) → 94 人・58.0% (令和 4 年)

- 出所受刑者の 2 年以内再入者数 (出典：法務省調査)

基準値 44 人 (平成 28 年) → 26 人 (令和 3 年)

(*) 2 年以内再入率

各年の出所受刑者人員のうち、出所年を 1 年目として、2 年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率。

(1) 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

(出典：群馬労働局調査)

基準値 支援対象者 50 人・就職した者 19 人・38% (平成 29 年度)
→ 支援対象者 61 人・就職した人 33 人・54% (令和 4 年度)

- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

(出典：前橋保護観察所調査)

基準値 87 人・22% (平成 29 年度) → 76 人・22% (令和 4 年度)

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(出典：前橋保護観察所調査)

基準値 145 人 (平成 29 年度) → 143 人 (令和 4 年度)

(2) 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合

(出典：前橋保護観察所調査)

基準値 0 人・0% (平成 29 年) → 0 人・0% (令和 4 年)

- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率 (全国)

(出典：法務省調査)

基準値 1,034 人・400 人・38.7% (平成 29 年度) → 743 人・321 人・43.2% (令和 4 年)

(参考：全国の状況)

○ 就労の確保関係

- ・刑務所に再び入所した人のうち、男性 71.4% 女性 85%が再犯時に無職（令和 4 年版犯罪白書）
- ・保護観察終了した人の再犯率は、仮釈放者で無職者が 7.6%、有職者が 1.8%、保護観察付き執行猶予者で無職者が 41.4%、有職者が 19.2%、保護観察処分少年で無職者が 45.2%、有職者が 15.9%、少年院仮退院者で無職者が 30.2%、有職者が 14.3%と、いずれも有職者より高くなっている。（令和 4 年度犯罪白書）

○ 高齢者又は障害のある人への支援関係

- ・刑務所出所後 2 年以内の年齢別再入率は、65 歳以上が 20.7%、50～64 歳が 17.8%、30～49 歳が 13.1%、30 歳未満が 9.3%と、高齢者が最も高くなっている。（令和 4 年版犯罪白書）
- ・高齢者の 2 年以内の再入率は、直近の 5 年間では 20.0%前後で推移しており、出所者全体と比べると一貫して高い傾向が続いている。（令和 4 年度再犯防止推進白書）

○ 薬物依存を有する人への支援関係

- ・全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、近年減少傾向にあり、令和 3 年の検挙者数は 7,709 人であった。
- ・覚醒剤取締法違反者の出所後 2 年以内再入率（平成 29 年）は 17.3%であり、全体平均 15.1%と比較して高くなっている。（令和 4 年版犯罪白書）

○ 学校等と連携した修学支援関係

- ・入所受刑者の 33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8 パーセントは高等学校を中退している。
- ・少年院入院者の 24.4 パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち 56.9 パーセントは高等学校を中退している。（国第二次再犯防止推進計画）

○ 特性に応じた効果的な支援等の実施関係

- ・出所後 2 年以内再入率の主な罪名別（令和 3 年）では、窃盗が 19.8%、覚醒剤取締法違反が 12.8%、傷害・暴行が 14.0%、性犯罪が 8.2%となっている。（令和 4 年法務省調査）

2 群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議

群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議 設置要領

(設置)

第1条 群馬県再犯防止推進計画（平成31年3月策定）（以下「計画」という。）を着実に推進するため、群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること
- (2) 再犯防止に係る各機関の連携・協力体制の強化に関すること。
- (3) 再犯防止推進施策の総合的な調整に関すること。
- (4) その他県の再犯防止推進施策に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の会員は、別表に掲げる機関・団体の職員とする。

- 2 ネットワーク会議に会長及び副会長を各1名置き、会員の互選によって選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 ネットワーク会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(分科会)

第5条 ネットワーク会議には、計画に掲げる個別の重点課題について検討するため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会員は、ネットワーク会議を構成する機関・団体の職員のうち、分科会において検討する課題に係る機関の職員とする。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を各1名置き、分科会員の互選によって選出する。
- 4 分科会は、分科会長が招集し、主催する。
- 5 分科会長に事故あるときは、副分科会長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、群馬県生活子ども部生活子ども課が行う。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワークを構成する機関・団体一覧

	区分	機関・団体名	
1	国	法務省 前橋保護観察所	
2		前橋地方検察庁	
3		前橋刑務所	
4		赤城少年院	
5		榛名女子学園	
6		前橋少年鑑別所	
7		厚生労働省 群馬労働局	
8	市	前橋市	
9		みどり市	
10	更生保護 団体	群馬県保護司会連合会	
11		更生保護法人 群馬県更生保護協会	
12		群馬県更生保護女性連盟	
13		更生保護法人 群馬県仏教保護会	
14	関係 団体等	特定非営利活動法人 群馬県就労支援事業者機構	
15		群馬県地域生活定着支援センター	
16		特定非営利活動法人 群馬ダルク	
17		特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アディクション研究所 藤岡ダルク	
18		ぐんま・つなごうネット	
19		公益財団法人 群馬県防犯協会	
20		社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	
21		群馬中小企業家同友会	
22	県	生活こども部	生活こども課
23			児童福祉・青少年課
24		健康福祉部	健康福祉課
25			介護高齢課
26			健康長寿社会づくり推進課
27			障害政策課
28			薬務課
29		産業経済部	労働政策課
30		県土整備部	住宅政策課
31		教育委員会事務局	義務教育課
32			高校教育課
33			生涯学習課
34		警察本部	生活安全部生活安全企画課

3 更生保護・再犯防止に関わる関係機関・団体等一覧

(令和5年10月現在)

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
国	刑事・司法	法務省 前橋保護観察所	Tel:027-237-5010 Fax:027-210-1212	〒371-0026 前橋市大手町3丁目2番1号
		前橋地方検察庁	Tel:027-235-7807 Fax:027-235-7826	〒371-8550 前橋市大手町3丁目2番1号
		前橋刑務所	Tel:027-221-4247	〒371-0805 前橋市南町1丁目23番7号
		赤城少年院	Tel:027-283-2020	〒371-0222 前橋市上大屋町60
		榛名女子学園	Tel:0279-54-3232 Fax:0279-54-3253	〒370-3503 北群馬郡榛東村新井1027-1
		前橋少年鑑別所	Tel:027-233-3183	〒371-0035 前橋市岩神町4丁目5番7号
	就労	法務省 東京矯正管区 更生支援企画課	Tel:048-600-1500 Fax:048-600-1505	〒330-9723 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
更生保護 団体	更生保護	群馬県保護司会連合会	Tel:027-235-1511 Fax:027-235-1511	〒371-0026 前橋市大手町3丁目2番1号 (前橋保護観察所内)
		更生保護法人 群馬県更生保護協会	Tel:027-235-1511 Fax:027-235-1511	
		群馬県更生保護女性連盟	Tel:027-235-1511 Fax:027-235-1511	
		更生保護法人 群馬県仏教保護会	Tel:027-221-3376 Fax:027-224-0168	〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目24番6号
民間関係 団体等	就労	特定非営利活動法人 群馬県就労支援事業者機構	Tel:027-226-6311 Fax:027-226-6312	〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目24番6号
	高齢者・障害者	群馬県地域生活定着支援センター	Tel:027-253-7000 Fax:027-289-6996	〒371-3573 前橋市青梨子町1655
	薬物依存症回復施設	特定非営利活動法人 群馬ダルク	Tel:027-363-3308 Fax:027-363-3308	〒370-0002 高崎市日高町144番地
		特定非営利活動法人 アジア太平洋地域 アディクション研究所 藤岡ダルク	Tel:0274-28-0311 Fax:0274-28-0313	〒375-0047 藤岡市上日野2594
	法律・福祉	ぐんま・つなごうネット	Tel:027-256-8910 Fax:027-251-6789	〒371-0843 前橋市新前橋町1-35
	防犯	(公財) 県防犯協会	Tel:027-221-2230 Fax:027-243-2310	〒371-0843 前橋市大手町一丁目1番1号 (警察本部内)
福祉	群馬県社会福祉協議会	Tel:027-255-6033 Fax:027-255-6173	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12	
県関係機 関	生活子ども部	生活子ども課	Tel:027-226-2906 Fax:027-226-2100	
		児童福祉・青少年課	Tel:027-897-2966 Fax:027-226-2100	

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
県関係機関	健康福祉部	健康福祉課	Tel:027-226-2516 Fax:027-221-1121	
		介護高齢課	Tel:027-226-2562 Fax:027-223-6725	
		健康長寿社会づくり推進課	Tel:027-897-2733 Fax:027-243-2044	
		障害政策課	Tel:027-226-2636 Fax:027-224-4776	
		薬務課	Tel:027-226-2665 Fax:027-223-7872	
	産業経済部	労働政策課	Tel:027-226-3407 Fax:027-223-7566	
	県土整備部	住宅政策課	Tel:027-226-3717 Fax:027-221-4171	
	教育委員会	義務教育課	Tel:027-226-4619 Fax:027-243-2310	
		高校教育課	Tel:027-226-4642 Fax:027-243-7759	
		生涯学習課	Tel:027-226-4668 Fax:027-224-8780	
	警察本部	生活安全部生活安全企画課	Tel:027-243-0110 (内線3251) Fax:027-223-7866	
県機関等	暴力団らの離脱・社会復帰	群馬県暴力追放運動推進センター	Tel:027-254-1100 Fax:027-254-1100	〒371-0836 前橋市江田町448-11
市町村	相談・紹介・助言等	前橋市 社会福祉課	Tel:027-898-6142 Fax:027-223-8325	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1
		高崎市 社会福祉課	Tel:027-321-1243 Fax:027-326-8876	〒370-0829 高崎市高松町35-1
		桐生市 福祉課	Tel:0277-46-1111 (内285) Fax:0277-45-2940	〒376-0024 桐生市織姫町1-1
		伊勢崎市 社会福祉課	Tel:0270-27-2748 Fax:0270-26-1808	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-410
		太田市 社会支援課	Tel:0276-47-1827 Fax:0276-47-1878	〒373-0853 太田市浜町2-35
		沼田市 市民協働課	Tel:0278-23-2111 (内線3056) Fax:0278-20-1501	〒378-8501 沼田市下之町888
		館林市 社会福祉課	Tel:0276-47-5127 Fax:0276-72-4210	〒374-0018 館林市城町1-1
		渋川市 地域包括ケア課	Tel:0279-22-2250 Fax:0279-22-2327	〒377-8501 渋川市石原80
		藤岡市 福祉課	Tel:0274-40-2297 Fax:0274-22-5592	〒375-8601 藤岡市中栗須327
		富岡市 福祉課	Tel:0274-62-1511 (内1132) Fax:0274-64-1294	〒370-2316 富岡市富岡1439-1

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
市町村	相談・紹介・助言等	安中市 福祉課	Tel:027-382-1111 (内線1152) Fax:027-382-4737	〒379-0192 安中市安中1-23-13
		みどり市 社会福祉課	Tel:0277-76-0975 Fax:0277-76-9089	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿2952
		榛東村 住民生活課	Tel:0279-26-2494 (内線133) Fax:0279-54-8225	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井790-1
		吉岡町 介護福祉課 福祉室	Tel:0279-54-3111 Fax:0279-54-8681	〒370-3608 北群馬郡吉岡町大字下野田560
		上野村 保健福祉課	Tel:0274-59-2309 Fax:0274-59-2320	〒370-1616 多野郡上野村大字乙父630-1
		神流町 保健福祉課	Tel:0274-58-2111 Fax:0274-58-2578	〒370-1504 多野郡神流町大字万場90-6
		下仁田町 総務課	Tel:0274-82-2111 Fax:0274-82-5766	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田682
		南牧村 保健福祉課	Tel:0274-87-2011 Fax:0274-87-3628	〒370-2806 甘楽郡南牧村大字大日向1098
		甘楽町 福祉課	Tel:0274-67-5162 Fax:0274-67-7066	〒370-2213 甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1
		中之条町 住民福祉課	Tel:0279-75-8818 Fax:0279-75-6562	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条1091
		長野原町 町民生活課	Tel:0279-82-2246 Fax:0279-82-3115	〒377-1304 吾妻郡長野原町大字長野原1340-1
		嬭恋村 健康福祉課	Tel:0279-96-0512 Fax:0279-96-0516	〒377-1612 吾妻郡嬭恋村大字大前110
		草津町 福祉課	Tel:0279-88-7189 Fax:0279-88-0002	〒377-1711 吾妻郡草津町大字草津28
		高山村 住民課	Tel:0279-63-2111 Fax:0279-63-2768	〒377-0702 吾妻郡高山村大字中山2856-1
		東吾妻町 保健福祉課	Tel:0279-68-2111 (内線2131) Fax:0279-76-4525	〒377-0892 吾妻郡東吾妻町大字原町1046
		片品村 総務課	Tel:0278-58-2111 Fax:0278-58-2110	〒378-0415 利根郡片品村大字鎌田3967-3
		川場村 住民課	Tel:0278-52-2111 Fax:0278-52-2333	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地3200
		昭和村 総務課	Tel:0278-24-5111 Fax:0278-24-5254	〒379-1203 利根郡昭和村大字糸井388
		みなかみ町 町民福祉課	Tel:0278-62-2111 (内線417) Fax:0278-62-9066	〒379-1305 利根郡みなかみ町後閑318
		玉村町 健康福祉課	Tel:0270-64-7705 Fax:0270-65-2592	〒370-1132 佐波郡玉村町大字下新田201
板倉町 福祉課	Tel:0276-82-6133 Fax:0276-82-3341	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1		
明和町 介護福祉課	Tel:0276-84-3111 Fax:0276-84-3114	〒370-0708 邑楽郡明和町大字新里250-1		
千代田町 住民福祉課	Tel:0276-86-7000 Fax:0276-86-4591	〒370-0503 邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1		

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
市町村	相談・助言・指導等	大泉町 福祉課	Tel:0276-62-2121 Fax:0276-62-2108	〒370-0523 邑楽郡大泉町吉田2465
		邑楽町 福祉介護課	Tel:0276-47-5022 Fax:0276-88-3247	〒370-0692 邑楽郡邑楽町大字中野2570-1
保健福祉 (市)	医療・福祉	前橋市福祉事務所 (前橋市社会福祉課)	Tel:027-224-1111 Fax:027-223-8325	〒371-0026 前橋市大手町2-12-1
		高崎市福祉事務所 (高崎市社会福祉課)	Tel:027-321-1111 Fax:027-326-9130	〒370-0829 高崎市高松町35-1
		桐生市福祉事務所 (桐生市福祉課)	Tel:0277-46-1111 Fax:0277-45-2940	〒376-0024 桐生市織姫町1-1
		伊勢崎市福祉事務所 (伊勢崎市社会福祉課)	Tel:0270-24-5111 Fax:0270-26-1808	〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-410
		太田市福祉事務所 (太田市社会支援課)	Tel:0276-47-1111 Fax:0276-47-1878	〒373-0853 太田市浜町2-35
		沼田市福祉事務所 (沼田市社会福祉課)	Tel:0278-23-2111 Fax:0278-24-5179	〒378-8501 沼田市下之町888番地
		館林市福祉事務所 (館林市社会福祉課)	Tel:0276-72-4111 Fax:0276-72-4210	〒374-0018 館林市城町1-1
		渋川市福祉事務所 (渋川市社会福祉課)	Tel:0279-22-2115 Fax:0279-22-2327	〒377-0007 渋川市石原80
		藤岡市福祉事務所 (藤岡市福祉課)	Tel:0274-22-1211 Fax:0274-22-5592	〒375-0024 藤岡市藤岡1485
		富岡市福祉事務所 (富岡市福祉課)	Tel:0274-62-1511 Fax:0274-64-1294	〒370-2316 富岡市富岡1460-1
		安中市福祉事務所 (安中市福祉課)	Tel:027-382-1111 Fax:027-382-4737	〒379-0116 安中市安中1-23-13
		みどり市福祉事務所 (みどり市社会福祉課)	Tel:0277-76-2111 Fax:0277-76-9089	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿2952
県機関等	精神保健・心の悩み	群馬県こころの健康センター	Tel:027-263-1156 Fax:027-261-9912	〒379-2166 前橋市野中町368
保健福祉 (県)	医療・福祉	渋川保健福祉事務所	Tel:0279-22-4166 Fax:0279-24-3542	〒377-0027 渋川市金井394
		伊勢崎保健福祉事務所	Tel:0270-25-5570 Fax:0270-24-8842	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499
		安中保健福祉事務所	Tel:027-381-0345 Fax:027-382-6366	〒379-0132 安中市高別当336-8
		藤岡保健福祉事務所	Tel:0274-22-1420 Fax:0274-22-3149	〒375-0012 藤岡市下戸塚2-5
		富岡保健福祉事務所	Tel:0274-62-1541 Fax:0274-64-2397	〒370-2454 富岡市田島343-1
		吾妻保健福祉事務所	Tel:0279-75-3303 Fax:0279-75-6091	〒377-0425 吾妻郡中之条町大字西中之条 183-1
		利根沼田保健福祉事務所	Tel:0278-23-2185 Fax:0278-22-4479	〒378-0031 沼田市薄根町4412
		太田保健福祉事務所	Tel:0276-31-8241 Fax:0276-31-8349	〒373-0033 太田市西本町41-34

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
保健福祉 (県)	医療・福祉	桐生保健福祉事務所	Tel:0277-53-4131 Fax:0277-52-1572	〒376-0011 桐生市相生町2-351
		館林保健福祉事務所	Tel:0276-72-3230 Fax:0276-72-4628	〒374-0066 館林市大街道1-2-25
民間相談 機関 (社会福 祉協議 会)	医療・福祉	群馬県社会福祉協議会	Tel:027-255-6033 Fax:027-255-6173	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12
		前橋市社会福祉協議会	Tel:027-237-1112 Fax:027-219-0337	〒371-0017 前橋市日吉町2-17-10
		高崎市社会福祉協議会	Tel:027-370-8855 Fax:027-370-8856	〒370-0065 高崎市末広町115-1
		桐生市社会福祉協議会	Tel:0277-46-4165 Fax:0277-46-4166	〒376-0006 桐生市新宿3-3-19
		伊勢崎市社会福祉協議会	Tel:0270-25-4546 Fax:0270-21-8252	〒372-0045 伊勢崎市上泉町151
		太田市社会福祉協議会	Tel:0276-46-6208 Fax:0276-46-6229	〒373-0817 太田市飯塚町1549
		沼田市社会福祉協議会	Tel:0278-25-3267 Fax:0278-25-3268	〒378-0053 沼田市東原新町1801-72
		館林市社会福祉協議会	Tel:0276-75-7111 Fax:0276-75-8111	〒374-0043 館林市苗木町2452-1
		渋川市社会福祉協議会	Tel:0279-25-0500 Fax:0279-25-1721	〒377-0008 渋川市渋川1760-1
		藤岡市社会福祉協議会	Tel:0274-22-5647 Fax:0274-22-6036	〒375-0024 藤岡市藤岡1485
		富岡市社会福祉協議会	Tel:0274-70-2232 Fax:0274-62-6223	〒370-2316 富岡市富岡1439-1
		安中市社会福祉協議会	Tel:027-382-8397 Fax:027-382-8396	〒379-0116 安中市安中3-19-27
		みどり市社会福祉協議会	Tel:0277-76-4111 Fax:0277-76-2828	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿250
		榛東村社会福祉協議会	Tel:0279-55-5294 Fax:0279-54-1127	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井507-3
		吉岡町社会福祉協議会	Tel:0279-54-3930 Fax:0279-54-3673	〒370-3604 北群馬郡吉岡町大字南下1333-4
		上野村社会福祉協議会	Tel:0274-59-2592 Fax:0274-59-2058	〒370-1616 多野郡上野村大字乙父630-1
		神流町社会福祉協議会	Tel:0274-58-2781 Fax:0274-58-2791	〒370-1602 多野郡神流町大字神ヶ原430-1
		下仁田町社会福祉協議会	Tel:0274-82-5491 Fax:0274-82-5492	〒370-2622 甘楽郡下仁田町大字中小坂608
		南牧村社会福祉協議会	Tel:0274-87-2676 Fax:0274-87-2676	〒370-2804 甘楽郡南牧村大字磐戸207
		甘楽町社会福祉協議会	Tel:0274-74-5700 Fax:0274-74-5760	〒370-2213 甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1
中之条町社会福祉協議会	Tel:0279-75-8839 Fax:0279-75-5190	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条1091		

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
民間相談 機関 (社会福 祉協 議会)	医療・福祉	長野原町社会福祉協議会	Tel:0279-82-4487 Fax:0279-82-0015	〒377-1305 吾妻郡長野原町大字与喜屋1624
		嬭恋村社会福祉協議会	Tel:0279-96-1611 Fax:0279-96-1656	〒377-1612 吾妻郡嬭恋村大字大前1110-1
		草津町社会福祉協議会	Tel:0279-88-1050 Fax:0279-88-1055	〒377-1711 吾妻郡草津町大字草津464-28
		高山村社会福祉協議会	Tel:0279-63-2075 Fax:0279-63-1310	〒377-0702 吾妻郡高山村大字中山3410
		東吾妻町社会福祉協議会	Tel:0279-68-2772 Fax:0279-68-0051	〒377-0802 吾妻郡東吾妻町大字川戸233-1
		片品村社会福祉協議会	Tel:0278-58-4812 Fax:0278-58-3718	〒378-0415 利根郡片品村大字鎌田4051-4
		川場村社会福祉協議会	Tel:0278-50-1122 Fax:0278-50-1123	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地3086-1
		昭和村社会福祉協議会	Tel:0278-20-1126 Fax:0278-24-5161	〒379-1203 利根郡昭和村大字糸井624
		みなかみ町社会福祉協議会	Tel:0278-62-0081 Fax:0278-62-0083	〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野118
		玉村町社会福祉協議会	Tel:0270-65-8864 Fax:0270-65-9666	〒370-1132 佐波郡玉村町大字下新田602
		板倉町社会福祉協議会	Tel:0276-82-3900 Fax:0276-82-3759	〒374-0132 邑楽郡板倉町大字板倉3411-1417
		明和町社会福祉協議会	Tel:0276-84-4013 Fax:0276-84-4904	〒370-0708 邑楽郡明和町新里311-3
		千代田町社会福祉協議会	Tel:0276-86-6181 Fax:0276-86-5444	〒370-0503 邑楽郡千代田町大字赤岩2119-5
		大泉町社会福祉協議会	Tel:0276-63-2294 Fax:0276-63-5528	〒370-0523 邑楽郡大泉町大字吉田2465
邑楽町社会福祉協議会	Tel:0276-88-2408 Fax:0276-88-7620	〒370-0603 邑楽郡邑楽町大字中野1341-1		
弁護士会	法律	群馬弁護士会	Tel:027-233-4804 Fax:027-234-7425	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6
ハロー ワーク (国)	就労相談等	前橋	Tel:027-290-2111 Fax:027-290-2528	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1
		高崎	Tel:027-327-8609 Fax:027-323-8119	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17
		安中	Tel:027-382-8609 Fax:027-382-4141	〒379-0116 安中市安中1-1-26
		桐生	Tel:0277-22-8609 Fax:0277-22-5014	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14
		伊勢崎	Tel:0270-23-8609 Fax:0270-23-3697	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10
		太田	Tel:0276-46-8609 Fax:0276-48-0096	〒373-0851 太田市飯田町893
		館林	Tel:0276-75-8609 Fax:0276-72-4367	〒374-0066 館林市大街道1-3-37

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
ハロー ワーク (国)	就労相談等	沼田	Tel:0278-22-8609 Fax:0278-23-7206	〒378-0044 沼田市下之町888 テラス沼田5 階
		富岡	Tel:0274-62-8609 Fax:0274-62-1932	〒370-2316 富岡市富岡1414-14
		藤岡	Tel:0274-22-8609 Fax:0274-24-4587	〒375-0054 藤岡市上大塚368-1
		渋川	Tel:0279-22-2636 Fax:0279-23-4370	〒377-0008 渋川市渋川1696-15
		中之条	Tel:0279-75-2227 Fax:0279-75-5945	〒377-0425 中之条町西中之条207

4 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28年法律第104号

目次

- 第一章 総則（第1条—第10条）
- 第二章 基本的施策
 - 第一節 国の施策（第11条—第23条）
 - 第二節 地方公共団体の施策（第24条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係

機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。
(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関

する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成

及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2次群馬県再犯防止推進計画
～円滑な社会復帰を支援するために～
(平成31年3月策定)
(令和6年3月改訂)

群馬県生活子ども部生活子ども課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-897-2687